

法人用岡三バンク支店に関する特約

お客さまは、GMO あおぞらネット銀行（以下、「当社」といいます。）が提供する岡三証券株式会社（以下、「岡三証券」といいます。）の証券総合口座を保有する法人のお客さま向けの専用支店における口座（以下、「法人用岡三バンク支店口座」といいます。）を用いて取引を行う場合は、この特約（以下、「本特約」といいます。）の下記条項に同意するものとします。

第1条（本特約の適用範囲）

1. 本特約は、お客さまが法人用岡三バンク支店において行うすべてのお取引において、銀行取引規定、円普通預金規定、円定期預金規定、およびその他の規定の特則として適用されます。本特約に定めのない事項については、銀行取引規定および円普通預金規定、円定期預金規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。ただし、これらの規定、規則と本特約の間に矛盾抵触がある場合、本特約が優先して適用されるものとします。なお、当社の他の規定、規則などは当社 Web サイトへの掲示により告知します。
2. 当社とお客さまとの間では、お客さまが法人用岡三バンク支店において行うそれぞれの取引ごとに、他の支店との取引とは別途、契約が成立するものとし、それぞれの取引に係る各種規定も、法人用岡三バンク支店における取引の範囲内で適用されるものとします。

第2条（ご利用いただける方）

1. 銀行取引規定第1条の定めにかかわらず、法人用岡三バンク支店口座の口座開設申込および利用をすることができるのは、銀行取引規定第1条第1項の要件を満たし、かつ、岡三証券が提供する証券総合口座（以下、「証券口座」といいます。）を保有する、日本国内における国内法に基づいて設立された法人のお客さまに限ります。
2. お客さまは、当社の他の支店の口座を開設されている場合においても、法人用岡三バンク支店において法人用の代表口座を1口座に限り開設できるものとします。
3. 法人用岡三バンク支店口座の開設には、岡三証券所定の専用ページからのお申込が必要となります。

第3条（口座連携）

1. 法人用岡三バンク支店口座は、お客さまが保有する岡三証券の証券口座との連携口座として開設されます。
2. 法人用岡三バンク支店口座の利用にあたっては、当社所定の初回設定手続きが必要とな

ります。

第4条（取扱時間）

銀行取引規定第9条に定める場合のほか、法人用岡三バンク支店口座のご利用においては、岡三証券において障害が発生した場合や、メンテナンス等の必要がある場合には、当社はお客様に予告することなく、法人用岡三バンク支店における各種サービスの提供を一時停止、または中止することがあります。

第5条（払戻し）

1. 法人用岡三バンク支店口座においては、提携ATMからの現金の払戻し、当社のお客様がご本人名義の他の預金口座への振替、「クイック入金サービス」を用いたお客様がご本人名義の証券口座への振込、他のお客様がご本人名義の口座宛ての振込、または他行宛ての振込による方法のほか、岡三証券が提供するサービスであるお客様が岡三証券に対して電話により法人用岡三バンク支店口座から証券口座への振込を依頼する方法（以下、「営業員振込」といいます。）によっても払戻しを行うことができます。
2. 前項に定める「クイック入金サービス」とは、法人用岡三バンク支店口座専用のインターネットバンキングまたは岡三バンク支店口座専用の岡三 BANK 取引アプリにおいて、取引認証を行うことなくお客様がご本人名義の証券口座に振込ができるサービスをいいます。
3. 営業員振込に関して、お客様または第三者に損害が生じた場合、岡三証券がこれを賠償または補償し、当社は責任を負わないものとします。

第6条（取引認証の省略）

「クイック入金サービス」および「営業員振込」による法人用岡三バンク支店口座から証券口座への振込については、当社においては取引パスワードを利用した本人確認を実施しないものとします。

第7条（残高情報の共有）

岡三証券および当社は、お客様の法人用岡三バンク支店口座の残高情報を共有します。

第8条（ポイントの付与等）

法人用岡三バンク支店においては、当社のポイントサービス規定は適用されません。

第9条（口座連携停止に伴う措置）

証券口座の解約等により、法人用岡三バンク支店口座と証券口座との連携が停止した場合には、当該連携を条件とした特典付与を停止させていただきます。また、岡三証券に対する

法人用岡三バンク支店口座の情報連携を停止させていただきます。

第 10 条（解約）

法人用岡三バンク支店口座の解約は、当社所定の方法により申し出を行うことができます。

第 11 条（他の支店の口座および取引との関係）

お客さまが法人用岡三バンク支店との取引に関して申告したお客さま情報が、当社の他の支店の口座または取引に関して申告されたお客さま情報と一致する場合、当社は、これらの口座または取引を同一のお客さまのものとして取り扱う場合があります。

第 12 条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本特約の変更をする必要性が生じた場合には、本特約の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社 Web サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以 上

（2025 年 10 月 10 日現在）